

1～3 省略

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)・(2) 省略

(3) すず、鉱物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

(4)～(9) 省略

5～7 省略

8 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9・10 省略

様式第2号（第8条関係）

省略

省略	
（実施機関___の職氏名）	省略
省略	
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第3号（第8条関係）

省略

省略	
（実施機関___の職氏名）	省略
省略	
省略	

省略

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第4号（第8条関係）

省略

省略	
（実施機関___の職氏名）	省略
省略	
省略	

省略

〔注意事項〕

1・2 省略

3 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の左欄

1～3 省略

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)・(2) 省略

(3) すず、鉱物油、うるし_____、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

(4)～(9) 省略

5～7 省略

8 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9・10 省略

様式第2号（第8条関係）

省略

省略	
（実施機関 <u>の長</u> の職氏名）	省略
省略	
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第3号（第8条関係）

省略

省略	
（実施機関 <u>の長</u> の職氏名）	省略
省略	
省略	

省略

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第4号（第8条関係）

省略

省略	
（実施機関 <u>の長</u> の職氏名）	省略
省略	
省略	

省略

〔注意事項〕

1・2 省略

3 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の左欄

に掲げる法律による年金たる給付を受ける者であるときは、「_____の被保険者である」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る休業補償の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付を受けることとなつた場合は、速やかにその旨を文書で報告すること。

4・5 省略

様式第5号(第8条関係)

省略

(実施機関の職氏名_____)	省略
省略	
省略	

省略	省略
----	----

〔注意事項〕 省略

様式第12号(第11条 第14条、様式第4号 様式第9号、様式第11号、様式第13号 様式第16号、様式第20号関係)

(表) 省略
(裏)

省略

別記

〔注意事項〕

1～3 省略

4 この補償を受ける権利は、譲り渡したり_____、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。

5～10 省略

に掲げる法律による年金たる給付を受ける者であるときは、「_____の被保険者である」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金_____の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付を受けることとなつた場合は、速やかにその旨を文書で報告すること。

4・5 省略

様式第5号(第8条関係)

省略

(実施機関の長の職・氏名)	省略
省略	
省略	

省略	省略
----	----

〔注意事項〕 省略

様式第12号(第11条 第14条、様式第5号 様式第9号、様式第11号、様式第13号 様式第16号、様式第20号関係)

(表) 省略
(裏)

省略

別記

〔注意事項〕

1～3 省略

4 この補償を受ける権利は、譲り渡したり、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。

5～10 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第12号別記〔注意事項〕4の改正規定及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に交付している改正前の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則様式第12号の規定による年金証書は、改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則様式第12号の規定による年金証書とみなす。

○愛媛県規則第5号

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則及び愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則及び愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(貸与の申請) 第7条 省略	(貸与の申請) 第7条 省略

(貸与の決定)

第9条 知事は、第7条の規定による申請があったときは、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 省略

様式第1号(第7条関係) 地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書

省略
省略
省略

省略

注 省略

様式第2号(第7条、様式第1号関係) 身上調査書

省略			
本 人	履 歴	年 月 中学校卒業 年 月 義務教育学校卒業 年 月 高等学校入学 年 月 高等学校卒業 年 月 中等教育学校入学 年 月 中等教育学校卒業 年 月 大学入学 年 月 大学卒業	写真貼付欄 申請前6月 以内に正面 から撮影し た無帽の上 半身像で、 縦4センチ メートル横 3センチメ ートルのも の
	略	略	

注 省略

2 奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、前項の申請書に親権者又は後見人が連署しなければならない。

(貸与の決定)

第9条 知事は、第7条第1項の規定による申請があったときは、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 省略

様式第1号(第7条関係) 地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書

省略
親権者又は後見人 氏名
省略
省略

省略

注 省略

様式第2号(第7条、様式第1号関係) 身上調査書

省略			
本 人	履 歴	年 月 中学校卒業 年 月 義務教育学校卒業 年 月 高等学校入学 年 月 高等学校卒業 年 月 中等教育学校入学 年 月 中等教育学校卒業 年 月 大学入学 年 月 大学卒業	写真貼付欄 申請前6月 以内に正面 から撮影し た無帽の上 半身像で、 縦4センチ メートル横 3センチメ ートルのも の
	親権者又は後見人	ふりがな 氏名 現住所及び電話番号	

注 省略

(愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則(平成20年愛媛県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与の申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(貸費生の採用)</p> <p>第5条 知事は、第3条の規定による申請があったときは、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号(第3条関係) 地域医療医師確保奨学金貸与申請書</p>	<p>(貸与の申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、前項の申請書に親権者又は後見人が連署しなければならない。</p> <p>(貸費生の採用)</p> <p>第5条 知事は、第3条第1項の規定による申請があったときは、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号(第3条関係) 地域医療医師確保奨学金貸与申請書</p>

省略
省略
省略

省略
注 省略

様式第2号(第3条、様式第1号関係) 身上調査書

省略		
本 人	省略	写真貼付欄 申請前6月 以内に正面 から撮影し た無帽の上 半身像で、 縦4センチ メートル横 3センチメ ートルのも の
	年月 中学校卒業	
	年月 義務教育学校卒業	
	年月 高等学校入学	
	年月 高等学校卒業	
	年月 中等教育学校入学	
年月 中等教育学校卒業		
省略		

注 省略

省略
親権者又は後见人 氏名
省略
省略

省略
注 省略

様式第2号(第3条、様式第1号関係) 身上調査書

省略			
本 人	省略	写真貼付欄 申請前6月 以内に正面 から撮影し た無帽の上 半身像で、 縦4センチ メートル横 3センチメ ートルのも の	
	年月 中学校卒業		
	年月 義務教育学校卒業		
	年月 高等学校入学		
	年月 高等学校卒業		
	年月 中等教育学校入学		
年月 中等教育学校卒業			
親権者又は後见人	ふりがな氏名	生年月日及び年齢	年月日(満歳)
	現住所及び電話番号	〒()	本人との続柄
省略			

注 省略

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の愛媛県医師確保奨学金条例施行規則様式第1号及び様式第2号の規定並びに第2条の規定による改正前の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第1号及び様式第2号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○愛媛県規則第6号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月22日

愛媛県知事 中村時広

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成13年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第2条 次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。 (1)～(7) 省略 (8) 法第11条第4項 _____ _____の規定による保護者に対する勧告に関する こと。 (9) 法第13条第1項 _____ _____の規定による施設入所等の措置の解除及び 意見の聴取に関すること。 (10) 法第13条第2項 _____	(委任) 第2条 次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。 (1)～(7) 省略 (8) 法第11条第4項 <u>(法第16条第1項の規定によりみなして適用 する場合を含む。)</u> の規定による保護者に対する勧告に関する こと。 (9) 法第13条第1項 <u>(法第16条第1項の規定によりみなして適用 する場合を含む。)</u> の規定による施設入所等の措置の解除及び 意見の聴取に関すること。 (10) 法第13条第2項 <u>(法第16条第2項の規定によりみなして適用</u>

_____の規定による保護者に対する助言に関する
こと。

(1) 法第13条第3項 _____
_____の規定による保護者に対する助言に係る事
務の委託に関すること。

(2) 法第13条の5 _____
_____の規定による愛媛県社会福祉審議会への報告
に関すること。

様式第3号(第3条関係) 接近禁止命令書

省略
注意
1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。
2 省略

_____の規定による保護者に対する助言に関する
こと。

(1) 法第13条第3項(法第16条第2項の規定によりみなして適用
する場合を含む。)の規定による保護者に対する助言に係る事
務の委託に関すること。

(2) 法第13条の5(法第16条第2項の規定によりみなして適用
する場合を含む。)の規定による愛媛県社会福祉審議会への報告
に関すること。

様式第3号(第3条関係) 接近禁止命令書

省略
注意
1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第18条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。
2 省略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第263号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年3月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地	西 予 市	令和7年3月31日まで

○愛媛県告示第264号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、ヨ一ネ病、伝達性海綿状脳症等の検査を次のとおり実施する。

令和4年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の目的

ヨ一ネ病、伝達性海綿状脳症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のヨ一ネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	四国中央市、新居浜市、今治市(旧越智郡に限る)、越智郡、宇和島市、南宇和郡
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼	四国中央市、新居浜市、

育てている肉用雌牛	西条市、今治市、越智郡、上浮穴郡、伊予郡、南宇和郡
3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
4 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(3) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) ヨ一ネ病、伝達性海綿状脳症

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号)に定める方法

(2) 知事の指定するその他の疾病

知事の指定する方法

○愛媛県告示第265号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和4年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
知事の指定する豚	県下一円

2 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第266号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和4年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚及びいのししの範囲並びに実施する区域

実施の対象となる豚及びいのししの範囲	実施する区域
所轄の家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし	県下一円

2 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月22日

○愛媛県告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年3月22日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第36号 令和4年3月14日	伊予郡松前町大字北黒田字粟津462番、468番、469番3	伊予郡松前町大字筒井1240番地3 有限会社一貴産業

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間 令和3年8月1日から
令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 四国中央市、松山市、八幡浜市

○愛媛県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和3年8月1日から
令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛南町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年7月14日から
令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 愛南町御荘平城 地内

○愛媛県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量
・航空レーザ測量（陸部および水部の地形測量）
- 2 作業期間 令和3年3月3日から
令和4年1月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市長浜～愛媛県大洲市新谷

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和4年3月10日あったので公表する。

令和4年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 令和4年度賃金上げ・その他に関する事項
- 2 日時 令和4年3月24日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1 - 10 - 38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年3月22日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
(勤務時間)				(勤務時間)				
第3条 省略				第3条 省略				
2 所属長は、管理者の承認を得て、52週間を超えない範囲内で職員ごとに定める期間について、就業規程第4条第2項の規定による週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の該当日数以上の日数となるように毎4週間につき4日以上の週休日を設け、前項の勤務時間を次の区分によつて割り振るものとする。この場合においては、勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。				2 所属長は、管理者の承認を得て、52週間を超えない範囲内で職員ごとに定める期間について、就業規程第4条第2項の規定による週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の該当日数以上の日数となるように毎4週間につき4日以上の週休日を設け、前項の勤務時間を次の区分によつて割り振るものとする。この場合においては、勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。				
区 分		始業時間		区 分		始業時間		
発電工水管理事務所	2交			3交	1直	午前零時30分	午前9時15分	
	替勤務	日勤	省略		替勤務	2直	省略	
		夜勤	午後4時30分			午前9時15分	3直	午後4時30分
省略				省略				
3・4 省略				3・4 省略				

附 則

- 1 この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程第3条第2項の規定は、この管理規程の施行の日以後に同項の規定に基づき管理者の承認を得る勤務時間の割振りについて適用し、同日前に改正前の愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程第3条第2項の規定に基づき管理者の承認を得ている勤務時間の割振りについては、なお従前の例による。